

令和7年5月29日

## 2024年度 監査報告書

学校法人札幌大谷学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人札幌大谷学園

監事 小川 如俊



監事 花輪 啓一



私立学校法第37条及び学校法人札幌大谷学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人札幌大谷学園の2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までの事業年度の業務及び会計に関して監査を実施しましたので、以下のように報告します。

### 監査の方法及びその内容

私たち監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、理事長、理事、学長、校長、園長、内部監査部門その他職員（以下：「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備を務めるとともに、役員会その他重要会議に適宜出席（陪席）したほか、役職員等の職務の執行状況について書面にて確認し、さらに重要書類等を閲覧し、学校法人札幌大谷学園の業務及び財産の状況を調査した。特に、大学・短大部門、中高校部門、附属幼稚園部門の2024（令和6）年度事業計画の重点項目を重点的に学長、校長、園長に対して書面及びヒアリングにより監査を行った。

また、学校法人札幌大谷学園におけるガバナンス体制や理事長、理事、学長、校長、園長（以下：「役員」という。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制（以下：「内部統制」という。）について、学園における重要な会議に出席し、その整備及び運用の状況について調査した。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人（公認会計士）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、学校法人会計基準による財務3表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）について、公認会計士の監査結果の妥当性を判断することにより行った。

## I. 業務監査の結果

### 1. 経営改善と学校法人について

#### ○ 経営改善に関して

2019（令和元）年に学校法人札幌大谷学園が「集中経営指導法人」として文部科学省から指導が入り、2024（令和6）年度は経営改善計画の最終年度になる。2022年（令和4年）10月26日の文部科学省のヒアリングにおいて2024（令和6）年度の経営改善達成年度に向けて改善計画の一部修正が生じた取組みを説明し、その進捗状況の協議において2024（令和6）年7月1日の経営改善計画書等の提出に対して、2024（令和6）年7月29日「学校法人運営調査委員」によるWeb会議でのヒアリングが実施された。その調査結果が2024（令和6）年12月11日付で一定の経営改善の成果が見られたと評価された一方、大きな改善が認められないことから今後も適切な経営改善が必要な集中経営指導法人と再度判断されたことは大変遺憾であるが、集中経営指導法人と判断されたことを重く受止め、次期中期計画及び各年度の事業計画策定において最重要課題として実現可能な経営改善計画を策定することを強く望む。

また、2025（令和7）年3月13日に本学園において経営改善等の策定に関して、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター経営支援室と2025（令和7）年6月20日（事前通知による本来の提出期限：2025（令和7）年9月30日）までに文部科学省に提出する経営改善計画書（素案）作成について約4時間にわたり大変有益な経営相談（経営改善計画作成支援）がなされた。この有益な助言を参考に経営改善達成可能な経営改善計画を作成し、その具体的な対策に取組み、経営改善計画が確実に達成されることを重ねて強く望む。

#### ○ 学校法人に関して

##### 1）2023（令和5）年度監査報告書の指摘事項に関して

「2023（令和5）年度監査報告書」の記述で「・・・望む、・・・望ましい、・・・望まれる、・・・希望する、・・・強く望む、・・・改善を要する」の文言表記がある指摘事項について学内理事協議会で確認し、改善された事項、改善道半ばにある事項もあるが、「2023（令和5）年度の監査報告書」で指摘された事項に対して学園全体で改善に取り組んでいることを確認した。

また、文部科学省の「学校法人運営調査による経営指導の充実」の主な指摘事項に「監事の監査を支援するための事務体制の整備」の指摘に対して「監事監査の整備・強化ために、監事監査を支援する若干名の兼務事務担当者の配置を望む」とした件について、「監事監査業務を支援する体制、さらには学園内の情報収集等のための情報機器が整備され、その支援体制が強化されたことを確認した。

##### 2）内部監査と監事監査に関して

昨年までの内部監査の監査実施は、学園内の監査対象部局を7部門（①中学校・庶務課、②大学短大・学務課、③大学短大・入試広報課、④大学短大・学術情報課、⑤幼稚園・庶務

課、⑥法人本部・総務課、⑦法人本部・財務課）に分割して、各年度毎に一部局を監査対象として監査を行っていた。一度内部監査対象部局として監査調査を実施すると、6年間は監査調査対象として実施されていなかったことを私たち監事は就任当初から問題視してきた。

この件について、2023（令和5）年度の内部監査調査が丁度一巡したことを機に、2024（令和6）年度の第1回三様監査連絡会で内部監査の実施要領の見直しについて議論した結果、今後は毎年学園の全部門対象とする内部監査の監査実施要領の改善を図った。

また、2023（令和5）年度までの監事監査では、2024（令和6）年度の公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価の受審に際して指摘されないように、本来内部監査室で監査すべき監査事項について率先して監事として監査・調査を行ってきたが、2024（令和6）年度からは今まで監事監査で行ってきた内部監査室が行うべき監査事項については、内部監査室が監査・調査するように内部監査の監査事項の改善を図った。一方、2024（令和6）年度からの監事監査は本来の学園経営・運営に係る業務及び会計全般に重きを置いた監査・調査するように改善した。

### 3) 学校法人札幌大谷学園のガバナンスと内部統制に関して

ガバナンスと内部統制はどちらも学園運営を健全にするための仕組みです。本学園の中高大短の学園内連携は強化されているものの、大学短大と附属幼稚園の連携では両者ともに学園内連携の重要性に関して欠如していたことにより学生が不利益を被ったことは否めない。ガバナンスが効いていない組織では内部統制が取られていなく、職員の管理ができていないため職員がパワハラ、セクハラ、情報漏洩などの不祥事を起こしてしまうリスクが高まると言われている。今回、大学短大部門と幼稚園部門においてみられた学園内連携の問題は内部統制の一部において脆弱性がみられ、ガバナンスが効いていない状態にあったと言わざるを得ない。ガバナンスと内部統制は相互に関連しており、内部統制の強化がガバナンスの機能向上につながり強いては健全経営がなされ対外的な信頼度や好感度が向上するため、大学短大部門と附属幼稚園部門の学園連携において生じた管理体制の統制が取れていなかった点について検証し、さらなるガバナンス機能の強化に努めることを望む。

## 2. 大学・短大部門の2024（令和6）年度事業計画に関する状況について

### 1) 重点項目

2024（令和6）年度は札幌大谷学園ランドデザインに基づく大学・短大運営及び経営改善計画の最終年度にあたり、2023（令和5）年度に引き続き、収容定員の充足に努力したが結果として未達成となった。また、学生納付金及び補助金の最大化を図り、人件費、奨学金支出、諸経費の削減を目指したが、目標達成半ばにあり、2025（令和7）年度に向けて前述の目標達成のための更なる強化を望む。

また、近年みられる短大や保育士養成課程への進学率の急速な低下、さらには社会学部地域社会学科の定員未充足の実態等から定員数の変更や学科再編について、迅速に将来計画を検討し、2025（令和7）年度以降の新たな中期計画の柱となるように早急に大学・短期大学

と協力して立案・計画することを強く望む。

2024（令和6）年10月16日（水）・17日（木）の両日に渡って、日本高等教育評価機構の大学・短期大学機関別認証評価の面談による実地調査が行われた。日本高等教育評価機構の評価チームとの面談における本学の教員及び事務職員の対応については、評価員の質問に対して各教員、事務職員ともに緊張の中、良い雰囲気の中でオロオロすることなく、回答した誰もがてきぱきと毅然とした応答で、無事に終えたことは極めて評価に値する。また、認証評価に向けて内部質保証活動が本学のPDCAサイクルに沿って着実に取組まれていることを確認した。

「教育の内部質保証」については、2023（令和5）年度新たな取組みではデータやエビデンスを分析し、その達成度を確認しながら各学科カリキュラムや授業方法・内容の果然等を学生指導にフィードバックし、さらにはアセスメントプランの実施内容や方法について、学部・学科に相応しいものに改善している努力がみられ、さらなる改善に努めてほしい。

札幌大谷中学校・高等学校との連携では、学園連携協議会を中心に中高大短の連携が強化され、その機能が十分発揮されていることを確認した。一方において、短期大学の付属としての幼稚園との連携、さらに附属幼稚園の学園連携としての立ち位置が不明であり、附属幼稚園と学園連携としての在り方を確認すると同時に、短期大学と附属幼稚園の連携強化に努めることを望む。

## 2) 入学者支援事業

アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜において社会変動や志願者のニーズを踏まえた適正な入学者選抜方法について次年度も継続して検討することや、出題や事務手続、全ての入試業務の運用に関して透明性を確保した規則に基づく厳正な運用に努めていることは評価される。

## 3) 学修支援事業

休退学者を出さないための取組として ①学生相談室による大学生生活の悩みや心の悩みへの対応、②4月の学生相談室による全新入生との面談、③担任等による要配慮・要支援学生との面談、④リメディアル教育の実施、⑤長期履修制度、⑥学生情報の事前収集、これらを全学的に取組んでいることは極めて評価される。このことについては、10月に実施された大学機関別認証評価の面談による実地調査の評価報告書案で「優れた点」として評価され、次年度も継続して取組まれることを強く望む。

学生生活相談支援で「人間関係」、「身体・精神面」、「生活面」の心配な点や気になっている点について聞き取り、寄り添う機会を設け、1年生については4月に実施したアセスメントテストをフィードバックし、学修面でもフォローし組織的に相談支援を行っていることを確認し評価される。

#### 4) キャリア支援事業

就職先企業の開拓としてキャリア支援課職員により総計8件の企業訪問が行われた。

また、企業や保育施設などの採用担当者の訪問を受け、求人票やインターシップの情報提供や学生動向などの情報交換を行った企業は77件、保育施設では32件で評価されるが、さらなる新規開拓の強化が望まれる。

#### 5) 学術研究支援事業

ここ数年の課題である競争的研究費に係る科学研究費助成金等の外部研究費獲得の現状成果が乏しく、学内申請者の実現可能な具体的な数値目標を掲げて、研究活動の活性化を図ることを望む。

#### 6) 社会連携・国際交流事業

公開講座では8月に美術・音楽・仏教の分野において公開講座が開催された。札幌文化芸術劇場 hitaru との共催事業では8月にアートプログラム「2024 in Youtube」で公開、企業連携では社会福祉法人札幌慈啓会100周年記念プロジェクト、地域連携では市民交流プラザ SCARTS との共催事業及び札幌市東区との連携協定事業を実施したことを確認した。

### 3. 中学・高校部門の2024（令和6）年度事業計画に関する状況について

#### 1) 重点項目

「前例踏襲主義を打ち破る」「構造改革と意識改革」を方針として打ち出し、それに基づいた教育活動が進められ、生徒に対して実践しているのが伺える。その事に対して、教職員への浸透に向けて徐々に進めてきた事への努力は認められるが、中学・高校が時代に即し求められる、魅力ある学校となるためにも、なお一層これらの方針の浸透を望む。

また、重点項目に挙げられた「教師力（教科指導力、生徒指導力、進路指導力、保護者への対応力、校務分掌遂行能力等）」「組織力（ガバナンスの強化）」の向上について、努力している教員がいる事は認められるが、全ての教員が「成長している」とは言えない状況が伺える。今後に向けて、教師力の向上の他、更なるガバナンスの強化のため、将来的に学校を担っていくべき教職員が育っていく事に向けて、人材育成対策が望まれる。

#### 2) 重要課題

中学・高校ともに、入試の定員数確保に向けて、状況に即した工夫をしながら、以前よりも幅広く募集活動を行っている事が伺えるが、やはりクラブ活動の好不調によって大きく左右されていることは否めない。また、札幌大谷中学から札幌大谷高校へ進学しない生徒もあり、定員数確保へ更なる努力が望まれる。

また、今後の定員数確保と進路実績の充実という両面に対して懸念されるのが、高校の学力重点コース（Sコース）のプログレッシブS（PSクラス）の生徒数である。他コースにおいて、近年の入学人数は平均的に推移しているが、PSクラスの生徒数は、6年生が

25 名、5 年生が 18 名、4 年生が 16 名と減少傾向にある。P S クラスは豊富な授業時間と放課後講座といった恵まれた学習環境が設けられており、進路実績の充実という観点からも、本校において重要な位置付けのクラスといえる。近年の当該クラスにおける減少傾向に対する原因を明らかにし、中学からの内部進学者の動向も踏まえ、生徒数増加に向けて対応策を講じていく事が望まれる。

その他、難関大学進路実績の面について、以前に比べ厳しい状況にある事が伺える。医進選抜コースの完成年度が 2 年後であることも踏まえ、今後の入学希望者増加に向けて、進路実績の充実に対する更なる対応策と努力が望まれる。

#### 4. 附属幼稚園部門の 2024（令和 6）年度事業計画に関する状況について

##### 1) 重点項目

2024（令和 6）年度までの附属幼稚園としての中期計画の目標として、札幌大谷学園ブランドデザインに基づき幼稚園を運営することを掲げ、過去 5 年継続してきた方針の最終年度に当たり附属幼稚園全教職員による振り返りと総括を行った。今後の園児募集に係る課題を最新の資料を添えて報告書を作成していることは大変評価される。

親鸞聖人のみ教えのもとに、園児一人ひとりに寄り添い、きめ細やかで質の高い真宗保育を実践し、今求められる資質能力を育てる保育を研究し実践することに関しては、保育カリキュラムの再構成及び仏教行事の保育展開の見直しを行うことで、より子ども達に分かりやすく親しみを感じることでできる実践をおこなっていることを確認した。

各種団体が主催する研修・講習への参加を通して、近年の社会状況や子どもの取り巻く環境の変化及び保育制度などの変化に対応していくとしていたが、2024（令和 6）年 7 月に札幌で行われた大谷保育協会主催の研修会には不参加であったことを確認した。今後、大谷保育協会どのように関わるべきかを一幼稚園部門としてではなく、札幌大谷学園として、どのように関わるべきか協議を要する。

2023（令和 5）年度に園務分掌を再構築したことを基盤として園行事担当・渉外担当等がそれぞれの役割を通して保育や業務に係る知識や経験・技術を教職員間で伝達ができる職場環境の改善を目指した結果、保育業務に係る知識や経験・技術の職員間で伝達する職場環境・保育文化の基盤が整ったことを確認した。またこの環境を積み重ねていくことでより実効性のある PDCA サイクルが根付いていくことを期待する。

##### 2) 教育事業

教育事業目標に、大学の附属幼稚園として、また札幌大谷学園の幼稚園部門として各部署と連携し特徴ある活動を実施すると第一行目に掲げているが、学園連携とりわけ短期大学部と保育体験、保育実習、幼稚園行事、保育士の採用等に関しての学内連携の重要性に対しての意識が欠如していた。このことから学生の不利益にならないように学内連携協議会の場で附属幼稚園としての学内連携とりわけ短期大学部と連携強化への改善を強く望む。

未就園児を対象とした地域開放事業を実施に関しては、地域開放事業の開催回数を 2 回増

やし年8回とし、対象も1歳半に拡大したことは評価される。しかし、他園が通園型の2歳児教室（週2～3日登園）を実施する中で、年少の新規入園受付が前年度の約半数にまで落ち込んだことは大変危惧される。このことを踏まえ、地域開放事業の継続と併せて通園型の未就園クラスの開設をどう開設することがよいか、さらなる検討を要する。

### 3) 家庭・地域社会との連携

幼稚園管理システムのオプション機能を活用して、保護者のスマートフォンから園児納付金の当該月の明細（内訳）を確認できるようにした。また、地域の在園児保護者および子育て家庭に向けて園のブログでの情報発信を2023（令和5）年度に引き続き継続していることは評価される。

父母の会は2023（令和5）年度に引き続きボランティア形式で会を運営、各行事のお手伝いを自ら申し出ること、いわゆる一人一役的な強制感は軽減されたことは評価する。一方、共働き家庭の増加によりPTAや父母の会などの組織がある園が入園先を決める際に敬遠される傾向が年々高まっていることから、今後の父母の会の在り方について検討を要する。近隣の小学校、老人施設との交流は、昨年度に引き続き本年度も実施され定着に至っていることは高く評価される。

### 4) 教育環境整備

園内、園舎周りの美化・環境整備として以下のことを専門業者に委託する計画であったが、園内・園舎周りの美化・環境整備、修繕等は本年度園職員でできるものについて見直しを行い、樹木剪定、園庭芝刈りなどは業者委託をせずに整備されたことは経費節約からみて評価する。さらに修繕工事についても自前でできるものは園職員があたり、専門的な知識や技能、工具等の必要なものについては従来通り業者に発注したりして経費削減の努力がみられた。

### 5) 財務計画

本年度は私立幼稚園等管理運営費補助金（特別支援教育推進費）の申請により例年を大きく上回る交付を受けることができたことは極めて高く評価される。

また、各種補助金の活用は継続して申請することで教育活動全般にかかる諸経費の軽減を図っていくとともに、保護者のニーズに寄り添い、保育の質の向上を図り、職員の職場環境の改善を推進し園児の入園者増になるように、さらなる継続を強く望む。

## 5. 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無について

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められなかった。

## 6. 衛生委員会の活動状況について

衛生委員会（以下：委員会という）は労働安全衛生法第 18 条により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所（労働安全衛生施行令第 9 条）に設置することが事業者には義務付けられている。委員会の設置の目的は「労働災害防止の取組は労使が一体となって行う必要があり、そのためには委員会（安全委員会を含む）において、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策など重要事項について、労働者の意見を反映させるよう十分な調査審議を行う」ことを目的にある。

本学園はその事業所に該当し、労働安全衛生法により設置された本学園の委員会の活動について、2024（令和 6）年 10 月 23 日開催の第 5 回委員会に陪席を契機に、記録が残る 2012 年度から 2024 年度までの 13 年間の委員会の議事録（衛生委員会 会議結果）の書面監査、特に 2020 年度から 2024 年度までの 5 年間の委員会活動について重点的に書面監査を行った。

### 1) 委員の出席状況

本学園の委員会の委員構成は、学校法人札幌大谷学園 衛生委員会規程第 3 条の 1 により、①法人本部長又は法人本部次長、②衛生管理者の内から理事長が指名した者 1 人、③産業医 1 人、④衛生に関して経験を有する者のうちから理事長が指名した者 8 人の計 11 名で構成されている。委員会の開催は労働安全衛生規則第 23 条の 1 で毎月 1 回以上開催するよう義務付けられている。したがって、通常であれば年 12 回開催であるが、本学園の委員会の開催回数は下表のとおりであった。また、調査した各年度における委員会委員の出席率も下表のとおりで各委員の出席状況は概ね良好であったと評価される。

| 年 度 | 2020（令和 2） | 2021（令和 3） | 2022（令和 4） | 2023（令和 5） | 2024（令和 6） |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 開催数 | 9 回        | 8 回        | 7 回        | 8 回        | 8 回        |
| 出席率 | 90.9%      | 86.6%      | 84.4%      | 70.5%      | 83.1%      |

### 2) 産業医の職場の定期巡視

労働安全衛生規則の第 15 条には、産業医は少なくとも月 1 回以上、職場の定期巡視を実施するよう職務として定められている。但し、2017（平成 29）年に労働安全衛生規則が改正され、特定の条件を満たした場合、産業医による職場の定期巡視は 2 ヶ月に 1 回以上実施頻度でも可能となった。この法改正の背景には従業員の過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策の強化に産業医が時間を割くことを目指した法改正である。したがって、本学園での産業医による職場の定期巡視は少なくとも 2 ヶ月に 1 回以上、多くて月 1 回以上の職場の定期巡視を実施しなければならない。労働安全衛生規則の遵守を求める。

### 3) 議事録と記録

委員会の議事録は 3 年間保存が法律上定められている。委員会の議事録は法律上公文書であり、その議事録署名欄の署名そのものがない議事録、押印のみの議事録、自署されている

が押印がない議事録、氏名ゴム印の議事録など統一されていない。議事録署名はゴム印による署名でなく、議事録署名人の自署と押印に統一されるように改善を求める。

#### 4) 衛生委員会の調査審議

法律に基づく本学園の委員会の調査審議内容は、教職員の健康診断（雇入れ時健康診断も含む）、喫煙対策、インフルエンザ及びノロウイルス対策、事務所衛生基準規則に基づく各種測定、学校環境衛生基準及び学校保健安全法に基づく定期検査、ハラスメント防止対策、メンタルヘルス対策における職場復帰支援等について調査審議していることを確認した。

また、仕事の原因で心の病になる人が増えたことから、働き手の心理的な負担の度合いを測るためのストレス状態を調べる「ストレスチェック」を労働安全衛生法で2015年（平成27年）から従業員50人以上の事業所を対象に年一回の実施が義務づけられた。本学園もその対象事業所に該当し、その実施状況を監査したところ、委員会において調査審議をしていることを確認した。

1970年代後半辺りから急速に職場のOA化が進み、そのOA機器のうち特にVDT（Visual Display Terminal）を使用する作業が増加し、多くのVDT作業員から「眼が疲れる」、「肩がこる」など訴えがあり、さらには「メンタルヘルス不全」に陥り「うつ病」を発症する事例も報告された。当時の労働省はその防止をするために1985（昭和60）年12月（基発第705号）「VDT作業のための労働衛生上の指針（ガイドライン）」を策定し、これに基づいてVDT職場の作業環境、作業方法などの改善や健康を望ましい水準で維持するための管理を中心に各事業場で対策を進めるようにした。しかし、厚生労働省は近年、職場における情報技術（IT）化が急速に進められ、VDT作業が広く職場で行われ、職場環境、作業形態等についても大きく変化するとともに、心身の疲労を訴える作業員が非常に高い割合を占めている状況にあることから、2019（令和元）年7月12日基発0712第13号で前ガイドラインを一旦廃止し、同年月日基発第010712号で「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を新たに策定された。その変更内容は①「VDT」から「情報機器」へ名称変更、②技術革新への対応としてタブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し、③情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直しの3点である。

今日の本学園での情報機器（主にデスクトップ型パソコン、ノート型パソコン及びタブレットもしくはスマートフォン）の導入状態は教育・研究の場、特に事務作業の場においては、ほぼ一人に1台専用で作業している状況にあり、その作業区分定義は新ガイドラインでは「1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって次のいずれか①常時ディスプレイを注視、又は入力装置を操作している。②休憩や作業姿勢の変更の制約がある。」のように作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるすべての者が健康診断の対象者となる。前述以外の情報機器作業対象者は自覚症状を訴える者のみ健康診断の対象者となると定めている。以上のことから本学園の職場でのパソコンやタブレット等の情報機器作業の実態の把握に努め、「拘束性のある作業区分」に該当する教職員がいた場合には健康診断する義務が生じる。仮に、日ごろ情報機器使用して作業を行っているが「拘束性のある作業区分」

に該当しない教職員であっても「相当程度自覚症状を訴えている」教職員に対しても健康診断する義務が生じる。作業区分定義に該当者がいたにも関わらず健康診断を受診させていない場合は、労働安全衛生法第 66 条に抵触するおそれがあるため、委員会として「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に沿って、本学園の教職員が情報機器（パソコン、タブレットなど）作業での教育・研究及び事務作業が適正に行えるよう情報機器作業者の「作業管理」、「作業環境管理」、「健康管理」及び「労働衛生教育」について早急に調査審議に取り組まれることが望まれる。

## Ⅱ. 会計監査の結果

### 1. 会計監査について

- 1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- 2) 2024（令和 6）年度の本学園の財務 3 表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）は学校法人会計基準に準拠して作成されており、本学園の財務状態、運営状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- 3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- 4) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。
- 5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- 6) 収益事業報告書は、貸借対照表及び損益計算書ともに適正に表示しているものと認めます。

以上